

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
滑川町	下福田地区(大字下福田)	平成26年3月18日	令和元年11月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27ha
②アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積等の合計	15ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	27ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内27haのうち、中心経営体である認定農業者の方が引き受ける意向のある耕作面積が27haあり、70歳以上の耕作面積及び後継者未定の農業者の耕作面積と不明の農業者の耕作面積両方を十分カバー出来ると考える。農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう体制を整備する必要がある。また、後継者未定・不明の耕作面積が4.6haあるため、地元の中心経営体である認定農業者へ付け替えが出来るよう体制をする必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大字福田(下福田)の水田利用については中心経営体である認定農業者の7名が担い、畑利用については、認定農業者の2名及び認定新規就農者1名で担っていく。今後、当地区における入作を希望する認定農業者や認定新規就農者がいた場合は積極的に受入れを促進していく。本地区は機械化組合(任意組織)による農作業請負や中心経営体以外の農家の方々の営農意欲もあるが、中心経営体の方の後継者への経営移譲時に地権者に返される農地や、中心経営体以外の農家の方々の不測の事態により農地の貸し出しを希望される場合を考え、「農地中間管理機構」等の活用や地域の農地保全を行うため多面的機能支払交付金の活用も併せて検討する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後(5年後)の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲、麦	9.7 ha	水稲、麦	15 ha	福田(下福田)
認農		露地野菜	1.7 ha	露地野菜	2 ha	福田(下福田)
認農		水稲、麦	0 ha	水稲、麦	2 ha	福田(下福田)
認農		水稲	0 ha	水稲	2 ha	福田(下福田)
認農		水稲	0 ha	水稲	1 ha	福田(下福田)
認農		水稲・露地野菜	0 ha	水稲・露地野菜	1 ha	福田(下福田)
認農法		水稲	0 ha	水稲	2 ha	福田(下福田)
認農法		水稲、露地野菜	0 ha	水稲、露地野菜	2 ha	福田(下福田)
認就		果樹、露地野菜	0.4 ha	果樹、露地野菜	0.4 ha	福田(下福田)
計	9人		11.8 ha		27 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針
 将来経営農地の集約化を目指し、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合や、中心経営体以外の農家の方々の不足の事態になった場合など、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

多面的機能支払交付金の取組方針
 用水路や法面の管理など中心経営体だけの管理が難しくなることを想定し、多面的機能支払交付金を活用して農村環境保全の取組を検討する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1		1,215		
2		1,356		
3		1,672		
4		1,175		
5		1,176		
6		1,380		
7		2,248		
8		624		
9		913		
10		2,845		
11		1,294		
12		95		
13		188		
14		1,004		
15		517		
16		1,168		
17		1,333		
18		798		
19		565		
20		83		
21		842		
22		988		
23		1,006		
24		828		
25		816		
26		247		
27		267		
28		269		
29		3,757		
30		851		
31		454		
32		898		
33		743		
34		1,634		
35		618		
36		1,121		
37		1,415		
38		616		
39		448		
40		497		
41		379		
42		750		
43		936		
44		787		
45		524		

46		1,133		
47		1,140		
48		1,121		
49		474		
	計	47,208		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。